
目 次

【インターネット支店取引関連規定】

インターネット支店取引規定	1
あおぞらインターネットバンキング規定	5
普通預金規定（インターネット支店）	16
あおぞらネット定期預金規定	18
自動継続あおぞらネット定期預金規定	20
あおぞらマイル付定期預金規定	22
自動継続あおぞらマイル付定期預金規定	24
あおぞらマイル付定期預金景品規定	26

【キャッシュカード・テレフォンバンキング関連規定】

あおぞらキャッシュカード規定	29
あおぞらテレフォンバンキング規定	33

【追加共通規定】

反社会的勢力の排除に関する規定	43
-----------------	----

インターネット支店取引関連規定

インターネット支店取引規定

インターネット支店取引規定（以下「この規定」といいます。）は、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）が自らの計算において当行のインターネット支店（以下「当店」といいます。）との取引を行う場合の当行の取扱いを記載したものです。お客さまは、この規定（準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定を含みます。）の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、当店との取引を行うものとします。

1.（当店との取引範囲）

- (1) お客さまは、この規定に基づき当店にインターネット支店専用口座を開設し、次の各号に定める取引をご利用いただけます。当店との取引では通帳・証書等は発行いたしません。なお、取扱い商品については、当行所定のウェブサイトにてご確認ください。
 - ① 普通預金取引
 - ② 定期預金取引
 - ③ その他当行所定の取引
- (2) 前記(1)の各号の取引は、この規定のほか、別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。
- (3) 前記(1)①に規定する普通預金口座は、原則としてお客さまおひとりにつき1口座とします。普通預金口座については、あおぞらキャッシュカードを発行します。普通預金口座は、公共料金・クレジット代金等の自動支払いの口座として利用することはできません。
- (4) お客さまの当店との取引範囲については、将来、当行の都合で改廃・変更（仕組預金・外貨預金・投資信託などを利用可能な取引として追加する改廃・変更を含みます。）することがあります。

2.（取引の開始）

- (1) 当店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に居住する満20歳以上の個人の方に限られます。お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行へ届出のうえ、当店に開設された全ての預金口座を解約しなければならないものとします。
- (2) 当店との取引開始にあたっては、インターネット支店専用の普通預金口座および定期預金口座の開設が必要となります。
- (3) 口座開設にあたっての本人確認は、当行所定の手続によります。
- (4) 前記1.(1)に規定する取引は、お客さまがこの規定を承認のうえ提出した書類（お客さまが必要事項を記入した当行所定の申込書および当行所定の必要書類）を、当行が受領してこれを認めた場合に、取引開始できるものとします。
- (5) 当店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより、当店と取引を開始することはできません。当店以外の当行本支店から当店へ口座を移管することもできません。

3.（印鑑照合等）

- (1) 当店と取引を開始する際には、インターネット支店専用口座の開設時に、前記1.(1)の取引に係る各種申込書、各種請求書、諸届その他の書類に使用する印章により、印鑑を届出いただきます。印鑑はおひとりにつき一つのみお届けいただくものとし、当店におけるすべての取引に共通して適用します。
- (2) 各種申込書、各種請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、印章またはそれらの書類につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

4. (当店との取引方法)

- (1)お客さまはこの規定に基づき、次の場合に当店と取引を行うことができます。なお、原則として、当店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。
 - ①インターネットバンキングの利用による取引の場合
 - ②あおぞらキャッシュカードの利用による取引の場合
 - ③その他、当行所定の方法による取引の場合
- (2)各取引方法について当店で取扱う商品・業務等は別途定めるものとし、各取引にかかる規定に従って取扱われるものとします。
- (3)お客さまの当店との取引方法については、将来、当行の都合で改廃・変更（インターネットバンキングのご利用可能端末について、携帯電話等のモバイル端末を追加する改廃・変更を含みます。）されることがあります。

5. (証券類等の取扱い)

- (1)当店は、手形、小切手等の発行はいたしません。
- (2)当店の預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入はいたしません。

6. (通帳・残高証明書等)

- (1)当店との取引では通帳・証書等は発行いたしません。お客さまは、インターネットバンキングの照会サービスにより、普通預金の現在残高および入出金明細、定期預金の現在残高および預入明細、ならびにインターネットバンキングを利用した取引内容の結果等を確認することができます。入出金明細の照会結果については、当行所定のファイル形式により所定の端末機器等にダウンロードすることができます。なお、入出金明細および取引内容の結果については、当行所定の期間内しかインターネットバンキングの照会サービスをご利用いただけません。お客さまは、これらについて、不定期に、あるいは一定期間毎に確認してください。
- (2)当店における取引の残高証明書を必要とされる場合には、あおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。以下同じです。）に電話にてご連絡の上、当行より送付される当行所定の書面等を当店に提出してください。なお、残高証明書の発行にあたっては、当行所定の手数料が必要になります。
- (3)お客さまの届出の住所に郵送した残高証明書が返戻された場合は、当行は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当行の責めに帰することができない事由により紛争が生じても、当行は責任を負いません。

7. (諸手数料)

- (1)当店の利用に当たっては、当行所定の口座維持手数料等をいただくことがあります。
- (2)残高証明書発行手数料その他の手数料は、当店の普通預金口座から、当行が別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日に当行所定の方法により引き落とすものとします。
- (3)当行が当店に関する諸手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として、改定内容もしくは新設内容を当行所定のウェブサイトに掲示する等、当行が適当と認める方法により告知します。

8. (マル優の取扱い)

当店は、少額預金の利子非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

9. (告知および通知の方法)

- (1)規定、取引種類・内容または手数料の変更についての連絡など、当行からお客さまへの各種告知は、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により行います。当行が告知した内容は、当該告知が当行所定のウェブサイトへ掲示等されてから直ちに、または当該告知に記載された実施時期から、有効に適用されるものとします。
- (2)当行からお客さまへの各種取引等にかかる通知は、届出の電子メールアドレスへの電子メールの送信

または届出の住所への郵送のいずれかにより行うこととします。届出の電子メールアドレスあてに当行が通知内容を記載した電子メールを送付した場合には、または届出の住所あてに当行が通知内容を記載した書面を通知した場合には、通信事情などの理由により延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到着したものとみなし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (取引店の変更等)

当店以外の当行本支店に取引店を変更することはできません。当店以外の当行本支店に当店の口座を移管することもできません。

11. (顧客情報の取扱い)

当店との取引に関し、当行はお客様の情報を本店との取引にかかるサービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社、関連会社、業務委託先、代理人、またはその他の第三者に処理させることができます。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客様の情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができます。

12. (成年後見人などの届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちにあおぞらホームコールに電話にてご連絡の上、成年後見人等の氏名その他必要な事項を、当行より送付される当行所定の書面等によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちにあおぞらホームコールに電話にてご連絡の上、任意後見人の氏名その他必要な事項を、当行より送付される当行所定の書面等によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (支店取引の解約等)

- (1) お客様が本店との取引の全部を解約する場合には、あおぞらホームコールに電話にてご連絡の上、当行より送付される当行所定の解約請求書に届出の印章により記名押印してあおぞらキャッシュカードおよび当行所定の本人確認書類とともに当店へ提出してください。なお、お客様が本店に開設した普通預金口座を解約する場合は、同時に本店とのその他全ての取引が解約されるものとします。
- (2) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行は本店に開設された預金口座にかかる取引を停止し、またはお客様に通知することにより本店に開設された普通預金口座および定期預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知をお客様の届出の電子メールアドレスまたは住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 本店に開設された預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに本店に開設されたことが明らかになった場合
 - ② 本店に開設された預金が後記 15. (譲渡・質入れ等の禁止) に違反して譲渡・質入れ等の処分をされた場合
 - ③ 本店に開設された預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 本店に開設された預金が、当行が別途表示する一定の期間お客様による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも、同様に行うことができます。これらの場合、当行よりお客様の届出の電子メールアドレスまたは住所あてに通知しますが、通知が延着しまたは到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

- (4)前記(1)から(3)までにより定期預金口座が解約される場合は、その解約は満期日前の解約の扱いとなり、当行所定の満期日前の解約の場合の利率が適用されます。
- (5)前記(2)および(3)により、当店に開設された預金口座が解約され残高がある場合、または当店に開設された預金にかかる取引が停止されその解除を求める場合には、あおぞらホームコールに電話にてご連絡の上、当行より送付される当行所定の書面等を提出するなどの当行所定の手続が必要となります。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (6)本店との取引の解約時にお客さまへの返還金などがある場合には、当行以外の金融機関の国内本支店の普通預金口座、当座預金口座または貯蓄預金口座のうち、お客さまが指定するお客さま名義の口座あてに、所定の手数料を差し引いたうえで振り込むものとします。なお、お客さまに対する未収手数料等がある場合は、それらを差し引いた後に残金があるときのみ返還の手続を行います。

14. (取引種類・内容の変更)

当行の都合により、本店で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により告知いたします。

15. (譲渡・質入れ等の禁止)

本店との取引に基づくお客さまのいっさいの権利および預金等は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

16. (規定の準用)

- (1)この規定に定めのない事項については、当行の「あおぞらインターネットバンキング規定」「普通預金規定(インターネット支店)」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらネット定期預金規定」「あおぞらマイル付定期預金規定」「あおぞらマイル付定期預金景品規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」およびその他の取引関連諸規定により取扱います。
- (2)この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

17. (規定の変更)

- (1)この規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)前記(1)の変更については、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により告知します。

18. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

実施日：平成23年3月24日

あおぞらインターネットバンキング規定

あおぞらインターネットバンキング規定（以下「この規定」といいます。）は、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）が自らの計算においてあおぞらインターネットバンキング（以下「インターネットバンキング」といいます。）を利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。お客さまは、この規定（準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定を含みます。）の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、インターネットバンキングを利用するものとします。

1.（あおぞらインターネットバンキング）

(1) インターネットバンキングは、お客さまが、当行所定のパーソナルコンピュータ等の端末機器（以下「端末」といいます。）からインターネットを通じて当行所定の取引等の依頼をする場合に、当行所定の前提要件が充足されていることが当行において確認できることを条件として、利用することができます。

(2) 利用可能なサービス

お客さまがご利用いただけるサービス（以下「本サービス」といいます。）は、後記 3. のとおりとします。ただし、一部の店舗ではご利用いただけないサービスがあります。なお、お客さまがご利用いただけるサービスの種類・内容等は、将来、当行の都合で改廃・変更（インターネットバンキングのご利用可能端末について携帯電話等のモバイル端末を追加または仕組預金・外貨預金・投資信託などを利用可能な取引として追加する等の改廃・変更を含みます。）されることがあります。

(3) 利用可能なお客さま

本サービスをご利用いただけるお客さまは、当行本支店にお客さま名義の普通預金口座を有し、かつ、当行本支店を申込店とする当行所定の申込書（他の申込書・届出書等またはこれらを兼ねるものを含みます。以下「申込書」といいます。なお、お客さまが当行所定の方法に従い申込内容の変更を申込み、当行が受付けた場合には、変更後の内容をもって「申込書」の内容とします。）を当行に提出するなど、当行所定の方法により申込の手続をした日本国内に居住する個人で、当行が利用を認めたお客さまとします。

なお、お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行へ届出のうえ、インターネットバンキングの利用契約（以下「本契約」といいます。）を解約しなければならないものとします。

(4) 利用口座

利用口座は、当行本支店におけるお客さま名義のすべての口座（以下、この(4)において「当該口座」といいます。）のうち、後記 A. から C. までのいずれかに該当する、お客さまの本サービスの利用の都度当行所定のウェブサイト上に利用口座として表示される口座とします。

利用口座の選択は、当行所定の時期に当行所定の方法により自動的に行われるため、将来におけるお客さまの当該口座の一部の解約または当行による本サービスの利用可能な取引の追加等の事由により、利用口座であったものが利用口座でなくなる、また逆に利用口座でなかったものが利用口座となることがあります。

インターネット支店以外の当行本支店を申込店とした場合、インターネット支店の口座は利用口座にはなりません。また、インターネット支店を申込店とした場合、インターネット支店以外の当行本支店の口座は利用口座にはなりません。

A. 本契約時において、申込店（お客さまより受付けた申込書に記載の当行本支店をいいます。以下同じです。）を取扱店とする当該口座は、当行所定の種類の口座につき当行所定の数の範囲内において優先的に利用口座となります。申込店における当行所定の種類の当該口座の数が当行所定の数を超える場合は、当行所定の基準に基づき当行所定の数の範囲内において利用口座が選択されます。

B. 本契約時において、申込店以外の店舗を取扱店とする当該口座は、申込店における当行所定の種類の当該口座の数が当行所定の数を超えない場合に、当行所定の種類の口座につき当行所定の基準に基づき当行所定の数の範囲内において利用口座として選択されます。

C. 本契約時より後においては、当行本支店にて新たに開設された当該口座は、その時点のお客さ

まの当行所定の種類の当該口座の数が当行所定の数を超えない場合に、当行所定の種類の口座につき当行所定の基準に基づき当行所定の数の範囲内において利用口座として選択されます。

(5) 代表口座

- ① 代表口座は、利用口座のうち、代表口座としてあらかじめお客さまより指定のあった申込店におけるお客さま名義の普通預金口座とします。お客さまの申込店がインターネット支店である場合には、本契約の申込時に開設されるお客さま名義のインターネット支店専用の普通預金口座が、自動的に代表口座となります。
- ② インターネットバンキングでは、代表口座の変更はお取り扱いできません。

(6) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間内にもかかわらず、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できないことがあります。

(7) 利用限度

本サービスの1日に取扱う取引金額・数量の上限およびその他の利用限度は、当行が別途定めた限度内とします。

(8) 手数料等

- ① 本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料等をいただくことがあります。
- ② 本サービスの利用による振込、振替、振込の組戻しおよび変更その他当行所定の取引については、当行が別途定めた振込手数料、振替手数料、組戻手数料および振込変更手数料その他当行所定の手数料等をいただきます。
- ③ 前記①および②の手数料等は、当行またはお客さまの指定する口座から、当行が別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日に当行所定の方法により自動的に引落します。

2. (本人確認)

(1) ログインパスワード等

- ① 本サービスの利用には、ログインパスワード、ご契約者番号およびお取引確認番号（以下「ログインパスワード等」といいます。）が必要になります。
- ② 本サービスの利用に必要なご契約者番号およびお取引確認番号は、お客さまのインターネットバンキングの利用を当行が認めた後に当行より発行する「インターネットバンキングご契約者カード」（以下「ご契約者カード」といいます。）に記載し、お客さまの届出の住所あてに簡易書留またはこれに準ずるもので、かつ転送不要扱いまたはこれに準ずるもので郵送する方法（以下「簡易書留等で郵送する方法」といいます。）にて発送します。
また、本サービスの初回利用時に必要な「仮ログインパスワードのお知らせ」をお客さまの届出の住所あてに簡易書留等で郵送する方法にて別途発送します。お客さまあてに簡易書留等で郵送する方法にて通知したご契約者カードまたは「仮ログインパスワードのお知らせ」が不着等の理由で当行に返戻された場合には、当行所定の方法により、ご契約者カードまたは「仮ログインパスワードのお知らせ」の再送依頼を行ってください。なお、当行所定の期間内に再送依頼がないなど、当行の責めに帰することができない事由により、ご契約者カードまたは「仮ログインパスワードのお知らせ」のどちらか一方でもお客さまあてに届かなかった場合には、当行は本契約の申込みがなかったものとして取扱うことができるものとします。
- ③ 本サービスの初回利用時には、前記②のご契約者カードに記載されたご契約者番号および前記②の「仮ログインパスワードのお知らせ」に記載された仮ログインパスワードを用いてログインしてください。本サービスの利用に必要なログインパスワードは、お客さま自身で設定していただきますので、本サービスの初回利用時に、当行所定の方法により登録（仮ログインパスワードを変更）してください。ログインパスワードは、生年月日や電話番号、同一数字等他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないよう管理してください。

(2) 本人確認手続

- ① 当行は端末からインターネットを通じて送信、通知されたログインパスワード等と、当行に登録されているログインパスワード等との一致を確認することにより本人確認を行います。ただし、ご利用を希望されるサービスの種類・内容によっては、当行所定の本人特定事項の確認を追加させてい

ただくことがあります。

②前記①の方法に従って本人確認を行い取引を実施した場合には、当行において一致を確認したログインパスワード等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、当該取引が権限のないもしくは権限を逸脱したお客さま以外の者の行為等によるものであっても、当行は、当該取引を有効なものとして取扱います。

③前記①にかかわらず金融機関による顧客等の本人確認について定めた法令（政令・省令を含みます。以下「本人確認法令」といいます。）に基づき、一旦受付けた取引であっても、お取扱いできないことがあります。

(3) ログインパスワード等の管理

①ログインパスワード等は、お客さま自身の責任において第三者に知られないよう厳重に管理するものとします。なお、お客さまからお問い合わせがあった際に、お客さまの特定のためにご契約者番号をお尋ねする必要があることを除いて、当行役職員（当行が本サービスに関する業務を委託する会社の役職員を含みます。）からお客さまにログインパスワード等をお尋ねすることはありません。

②ログインパスワードは、一定期間毎あるいは不定期に変更するようにしてください。

③ご契約者番号の変更はできません。

④ログインパスワードの変更は、インターネットバンキングにログインし、当行所定の変更画面で新旧のログインパスワードを入力することにより行うことができます。当行が受信した旧ログインパスワードと、当行に登録されているログインパスワードが一致した場合に、当行は正当なお客さまからの依頼とみなし、新ログインパスワードへの変更を行います。

⑤登録済の電子メールアドレスを変更、削除する場合には、インターネットバンキングにログインし、お客さま自身で当行所定の方法により登録してください。

⑥ログインパスワードの失念によりインターネットバンキングの利用に支障が生じた場合、引き続きインターネットバンキングを利用するためには、ご契約者カードの再発行およびログインパスワードの再登録（当行より当行所定の方法による仮ログインパスワードの再通知を受けたうえで前記(1)③に従って行う当該仮ログインパスワードの変更）が必要となりますので、利用再開をご希望のお客さまは、後記A. からD. までのいずれかに（ただし、後記D. は、あおぞらテレフォンバンキングの利用の申込が未了のお客さまは選択できません。後記(4)②においても同様とします。）その旨を届出て当行所定の手続（詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。）を行ってください。

A. あおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。以下同じです。）

B. 申込店

C. カード紛失共同受付センター（当行の営業日の所定の時間外または銀行休業日の場合。電話番号は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。以下同じです。）

D. テレフォンバンキングセンター（電話番号（あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。以下同じです。）

⑦お客さまが、当行以外の第三者が提供する、お客さまの口座情報等をホームページ等で一覧表示する等のサービスを利用するためにログインパスワード等を第三者に開示する場合には、後記A. からC. までによるものとします。

A. 当該サービスの利用および当該サービス提供者の選定等は、お客さま自身の責任において行うものとします。

B. お客さまが当該サービスを利用するにあたっては、当行は、いかなる場合においても当該サービス提供者の代理人または履行補助者とみなされるものではありません。

C. 当行は、お客さまが当該サービスを利用するについて、いかなる義務および責任等も負いません。

(4) 利用の停止および再開

①インターネットバンキングにて、仮ログインパスワード、ログインパスワードまたはお取引確認番号が当行所定の回数以上、誤って入力された場合、当行はインターネットバンキングの利用を一時的に停止します。

②前記①によりインターネットバンキングの利用に支障が生じた場合、引き続きインターネットバンキングを利用するためには、後記A. においてはログインパスワードの登録・再登録（当行より当行所定の方法による仮ログインパスワードの再通知を受けたうえで前記(1)③に従って行う当該仮ログインパスワードの変更）が、後記B. においてはご契約者カードの再発行がそれぞれ必要となりますので、利用再開をご希望のお客さまは、あおぞらホームコール、申込店またはテレフォンバンキングセンターにその旨を届出て当行所定の手続（詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。）を行ってください。

A. 仮ログインパスワードまたはログインパスワードの誤入力の原因であるとき

B. お取引確認番号の誤入力の原因であるとき

3. (サービス内容)

(1) 照会サービス

利用口座に関する残高照会および入出金明細照会等の当行所定の各種照会サービスです。

(2) 振込

① 手続上指定可能な当行所定の利用口座のうちお客さまが引出口座として指定する口座（以下、この(2)および後記(3)において「引出口座」といいます。）より手続上指定可能な金額を引落とし、当行本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の普通預金口座、当座預金口座または貯蓄預金口座のうち、お客さまが指定する口座（以下、この(2)および後記4.(2)⑤において「振込先口座」といいます。）あてに振込をすることができるサービスです。ただし、店舗、預金種類等によっては、引出口座・振込先口座としてお取り扱いできない口座、ご利用いただけないサービスがあります。

② 当行がお客さまからの依頼内容に基づいて振込先の金融機関（当行本支店を含みます。）あてに振込通知を発信するための当行所定の準備を完了した後は、振込取引の依頼を変更もしくは取り止めること、または訂正もしくは組戻しの手続を行うことは原則できません。この場合、お客さまと受取人との間で協議してください。なお、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(3) 振替

引出口座より手続上指定可能な金額を引落とし、手続上指定可能な当行所定の利用口座のうち、お客さまが入金口座として指定する口座（以下、この(3)において「預入口座」といいます。）に入金することができるサービスです。ただし、店舗、預金種類等によっては、引出口座・預入口座としてお取り扱いできない口座、ご利用いただけないサービスがあります。

(4) 定期預金取引

① 定期預金の預入および満期予約を行うことができるサービスです。ただし、店舗、預金種類等によっては、お取り扱いできない定期預金、ご利用いただけないサービスがあります。インターネット支店以外の当行本支店を申込店とするお客さまは、インターネット支店取扱いの定期預金の取引を行うことはできません。また、インターネット支店を申込店とするお客さまは、インターネット支店以外の当行本支店取扱いの定期預金の取引を行うことはできません。

② 預入は、利用口座のうちの普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座のうちの定期預金口座に入金する方法により行うものとします。

③ 満期予約は、満期日到来前の利用口座の定期預金について、満期時の取扱いを予約できる手続です。満期予約には、元金継続、元利金継続ならびに払戻があります。元金継続は、満期日に、定期預金の元金の全部につき利用口座のうちの当行所定の条件を満たす定期預金口座に入金し、定期預金の利息の全部につき利用口座のうちの指定可能な口座に入金することを予約する手続です。元利金継続は、満期日に、定期預金の元利金の全部につき利用口座のうちの当行所定の条件を満たす定期預金口座に入金することを予約する手続です。払戻は、満期日に、定期預金の元利金につき利用口座のうちの普通預金口座に入金することを予約する手続です。なお、満期予約を行った定期預金の満期日が銀行休業日にあたるときは、普通預金口座に入金される資金については、翌営業日にならないと当該普通預金口座から払戻すことができません。

④ 預入または満期予約のうちの元金継続もしくは元利金継続をされる定期預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。

⑤ 満期予約に係る預金元利金の受取については、元利金の全部を利用口座のうちの指定可能な一つの

口座に入金すること、ならびに元金の全部と利息の全部の各々を利用口座のうちの指定可能な二つの口座に別々に入金することはできますが、元金の一部または利息の一部につき分けて入金を指定することはできません。

- ⑥自動継続型の定期預金にかかる満期予約には、自動継続の停止を含みます。
- ⑦インターネットバンキングによる満期予約の申込は、当行所定の期間内に限ります。
- ⑧インターネットバンキングでは、定期預金の口座開設、満期日前の解約、前記③の満期予約以外の満期時の取扱いの予約は、ご利用いただけません。お客さまがこれらの手続を希望される場合は、当行所定の手続（詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。）が必要となります。

(5) 住所変更申込

- ①当行へ届出の住所および電話番号等について、インターネットバンキングで変更を申し込むことができるサービスです。
- ②住所変更の手続は当行所定の方法により行います。
- ③インターネットバンキングによる住所変更の届出を当行が受付けた場合には、お客さまが指定した口座を含む、すべての口座について同様に変更するものとします。
- ④ご希望の変更内容によっては、インターネットバンキングでは受付ができないことがあります。この場合、住所変更の申込（ただし、当行所定のものに限ります。）をするには、当行所定の手続（詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。）が必要となります。

(6) あおぞらキャッシュカード引出限度額変更

- ①インターネットバンキングにて、利用口座の当行本支店におけるお客さま名義の普通預金口座から、CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする1日あたりの引出限度額を変更することができるサービスです。
- ②変更することができる当該1日あたりの引出限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- ③引出限度額の変更の手続は当行所定の方法により行います。
- ④ご希望の変更内容によっては、インターネットバンキングでは受付ができないことがあります。この場合、引出限度額の変更（ただし、当行所定の範囲内のものに限ります。）をするには、当行所定の手続（詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。）が必要となります。

(7) 振込限度額の変更

- ①インターネットバンキングにおける1日あたりの振込限度額を、インターネットバンキングで変更することができるサービスです。
- ②変更することができる当該1日あたりの振込限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- ③振込限度額の変更の手続は当行所定の方法により行います。
- ④ご希望の変更内容によっては、インターネットバンキングでは受付ができないことがあります。この場合、振込限度額の変更（ただし、当行所定の範囲内のものに限ります。）をするには、当行所定の手続（詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。）が必要となります。

(8) 各種変更の届出

- ①当行に届出の事項のうち、前記(5)から(7)までの事項以外の、ログインパスワード、電子メールアドレスなど当行所定の事項について、インターネットバンキングで変更を申し込むことができるサービスです。
- ②各種変更の届出の手続は当行所定の方法により行います。
- ③受付けた変更の届出の種類・内容によっては、お客さまから届出の対象とする口座の指定がある場合と否とを問わず、すべての口座について同様に変更することがあります。
- ④ご希望の変更内容によっては、インターネットバンキングでは受付ができないことがあります。この場合、各種変更の届出（ただし、当行所定のものに限ります。）をするには、当行所定の手続（詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。）が必要となります。

4. (取引の依頼および成立)

(1) 照会サービス

① 照会サービスの依頼

- A. 照会サービスの依頼方法および手続は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。
- B. 当行は、前記2.(2)①の方法に従って本人確認を行った場合には、送信者をお客さまとみなし、

受信電文を正当なものとみなします。

- C. 当行は、お客さまからの依頼内容を当行所定の方法でお客さまに確認いたしますので、お客さまは、その内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により依頼内容を当行に通知するものとします。お客さまからの依頼内容は、当行が通知者をお客さまとみなし、この通知を正当なものとみなした時点で確定するものとします。
- D. お客さまからの依頼内容が確定したときは、当行が後記②A.により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行が必要と認めた場合を除き、原則できないものとします。

②照会サービスの利用

- A. 確定したお客さまからの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、当行が当該依頼内容に係る照会結果等を返信することをもって行うものとします。
- B. 照会サービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上指定可能な利用口座は、当行所定のものに限りします。
- C. 前記A.において、当行がお客さまに返信する照会結果等（照会時の取引処理状況等によっては正確性を欠いた内容を含むことがあります。）は、残高や入出金明細等を当行が証明するものではなく、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、お客さまに通知することなく、変更または取消をすることがあります。当行はこのような変更または取消のために生じた損害については、いっさい責任を負いません。

(2)資金移動等サービス

①資金移動等サービスの内容

資金移動等サービスとは、前記3.(2)から(4)までに定める各サービスのことをいいます。

②資金移動等サービスの依頼

- A. 資金移動等サービスの依頼方法および手続は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。
- B. 当行は、前記2.(2)①の方法に従って本人確認を行った場合には、送信者をお客さまとみなし、受信電文を正当なものとみなします。
- C. 当行は、お客さまからの依頼内容を当行所定の方法でお客さまに確認いたしますので、お客さまは、その内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により依頼内容を当行に通知するものとします。お客さまからの依頼内容は、当行が通知者をお客さまとみなし、この通知を正当なものとみなした時点で確定するものとします。
- D. お客さまからの依頼内容が確定したときは、当行が後記③A.により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行が必要と認めた場合を除き、原則できないものとします。

③資金移動等サービスの利用

- A. 確定したお客さまからの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、当行が当該依頼内容に係る取引の処理手続に着手することをもって行うものとします。ただし、後記④A.からI.までのいずれか一つにでも該当する場合には、当該依頼内容に係る取引は成立しなかったものとして取扱います。
- B. 前記A.の処理手続において、取引金額・数量の引落とし等の処理をする必要がある場合、当行は、別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日、当行所定の方法により、取引金額・数量の引落とし等の処理をすることができるとします。
- C. 前記B.において、取引金額・数量の引落とし等の処理とは、振込、振替、預金の預入・解約・払戻し・書替継続等の際に、手続上指定可能な利用口座のうちお客さまが指定した口座（以下「引落とし等指定口座」といいます。）について行う引落とし等の処理のことをいいます。
- D. 資金移動等サービスによる取引の対象とすることが可能な預金の種類は、当行所定のものに限りします。
- E. お客さまからの依頼内容に係る取引の約定日・処理日・処理指定日その他の内容、資金移動等サービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上指定可能な利用口座は、当行所定のものに限りします。

- F. 当行が別途定める当日扱いの締切時刻以降に受付けた取引および銀行休業日に受付けた取引については、翌銀行営業日扱いとさせていただきますことがあります。
- G. 口座の残高不足等による取引の不成立その他の事由により当行に生じた損害については、お客さまの負担になります。

④取引の不成立

後記A. からI. までのいずれか一つにでも該当する場合には、お客さまからの依頼内容に係る取引は、当行のお客さまに対する承諾のいかんにかかわらず、不成立となります。この場合、当行はお客さまに対して特に通知いたしませんので、後記⑥に従いお客さまご自身で取引の成否を確認してください。なお、かかる取扱いによりお客さまに生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

- A. お客さまからの依頼内容に係る取引の処理手続において、取引金額・数量等（手数料・消費税等を含むことがあります。）が、当該取引の引落とし等指定口座のお預り残高を上回るとき。
- B. お客さまが指定した口座（引落とし等指定口座を含みます。）が一つでも解約済であるなど不存在のとき。
- C. 引落とし等指定口座について、お客さまから支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
- D. 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不相当と認めたとき。
- E. 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったことが判明したとき。
- F. 本人確認法令に基づく本人確認が行えなかったとき。
- G. 通信機器、回線・通信網、コンピュータ等の故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）により、取扱いができなくなったとき。
- H. お客さまからの依頼内容が確定してから取引の処理日・処理指定日までの市場環境等により、当行が当該取引に係る契約を成立させない処理（商品の取扱中止、申込みの取消処理等の形式のいかんを問いません。）を必要と認めたとき。
- I. 前記A. からH. までのほか、「普通預金規定（通帳式）」10. (2)または「インターネット支店取引規定」13. (2)の①から③までの一つにでも該当する等のやむを得ない事情があり、当行が取扱いを不相当または不可能と認めたとき。

⑤取引の処理不能

前記④のほか、振込先口座不存在などの理由により振込先金融機関から振込資金が返却されたとき、または振込先金融機関に振込資金が到着しなかったときなど、振込その他の資金移動等サービスの取引において指定された口座への入金等ができない場合には、当行はお客さまの承諾なしに、当該振込金額またはその他の資金移動等サービスに係る取引金額を、当行所定の手数料等があるときはこれを控除して、当行所定の方法により、当該取引の引落とし等指定口座に戻入れます。この場合、引落とし済の振込手数料等の返却はいたしません。

⑥取引内容の確認

- A. 資金移動等サービスによる取引後は、その取引に係る依頼日時や手続の成否等を記載した電子メールがお客さまの届出の電子メールアドレスあてに送信されますので、すみやかにインターネットバンキングによる照会サービスの利用または通帳の記帳等により、取引内容を照合してください。万一、取引内容や残高等に相違がある場合には、直ちにその旨をあおぞらホームコールまたは申込店に届出てください。当行の営業日の所定の時間外または銀行休業日の場合は、カード紛失共同受付センターに直ちにその旨を届出てください。
- B. 前記A. において、お客さまが照合することができる取引内容は、当行所定のものに限りま

(3) 申込みサービス

①申込みサービスの内容

申込みサービスとは、前記3. (5)から(8)までに定める各サービスのことをいいます。

②申込みサービスの依頼

- A. 申込みサービスの依頼方法および手続は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。
- B. 当行は、前記2. (2)①の方法に従って本人確認を行った場合には、送信者をお客さまとみなし、受信電文を正当なものとみなします。

- C. 当行は、お客さまからの依頼内容を当行所定の方法でお客さまに確認いたしますので、お客さまは、その内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により依頼内容を当行に通知するものとします。お客さまからの依頼内容は、当行が通知者をお客さまとみなし、この通知を正当なものとしてみなした時点で確定するものとします。
- D. お客さまからの依頼内容が確定したときは、当行が後記③A. により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行が必要と認めた場合を除き、原則できないものとします。

③申込みサービスの利用

- A. 確定したお客さまからの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、当行が当該依頼内容に係る事務処理手続に着手することをもって行うものとします。
- B. 申込みサービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上利用可能なサービスは、当行所定のものに限ります。
- C. 応答済の内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、お客さまに通知することなく、変更または取消をすることがあります。当行はこのような変更または取消のために生じた損害については、いっさい責任を負いません。

④申込内容の確認

- A. 申込みサービスの利用後は、その利用に係る依頼日時や手続の成否等を記載した電子メールがお客さまの届出の電子メールアドレスあてに送信されますので、すみやかにインターネットバンキングによる照会サービスの利用等により、申込内容を照合してください。万一、申込内容等に相違がある場合には、直ちにその旨をおおぞらホームコールまたは申込店に届出てください。当行の営業日の所定の時間外または銀行休業日の場合は、カード紛失共同受付センターに直ちにその旨を届出てください。
- B. 前記A. において、お客さまが照合することができる申込内容は、当行所定のものに限ります。

5. (届出事項の変更等)

- (1)本サービスの初回利用時には、当行とお客さまとの取引に係る通知を行うための当行からお客さまへの電子メールの送信先として、お客さまの電子メールアドレスを当行所定の方法により届出いただきます。
- (2)氏名、住所、電話番号、印章、電子メールアドレスその他の届出事項に変更がある場合には、当行所定の方法により直ちに届出てください。
- (3)ログインパスワードを他人に知られてしまった場合には、直ちにお客さまにおいてインターネットバンキングを通じてログインパスワードの変更を行ってください。ご契約者カードもしくは印章を失った場合、またはご契約者番号もしくはお取引確認番号を他人に知られてしまった場合には、直ちにお客さまからおおぞらホームコールまたは申込店にその旨届出てください。当行の営業日の所定の時間外または銀行休業日の場合は、カード紛失共同受付センターに直ちにその旨を届出てください。
- (4)前記(2)および(3)の届出等を当行所定の手続により受付けるよりも前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。また、前記(3)の届出等がなされた場合でも、それより前にインターネットバンキングによりなされた予約取引等については、実行されることがあります。
- (5)お客さまの届出の住所あてに当行が通知または送付書類を発送した場合には、郵便事情等の理由により延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (6)お客さまの届出の電子メールアドレスあてに当行が電子メールを送信した場合には、通信事情等の理由により延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (7)お客さまの届出の住所あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

6. (依頼内容・取引履歴の保管)

- (1)お客さまがインターネットバンキングを利用して行った依頼内容・取引履歴は、電磁的記録等により、

当行において相当期間保管されます。

- (2)前記 4. (2)⑥による照合の結果、取引内容または残高等について相違があることが判明し、お客さまと当行との間で疑義が生じた場合には、前記(1)にて定める当行保管の電磁的記録等の内容を正当なものとして取扱います。

7. (顧客情報の取扱い)

本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社、関連会社、業務委託先、代理人、またはその他の第三者に処理させることができます。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができます。ものとします。

8. (日本国外からの利用)

お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、お客さまは本サービスを利用することはできません。お客さまが、この場合以外で、一時的に日本国外から利用される場合には、当行はそれらの利用に係る行為がすべて日本国内で行われたものとみなします。また、その国の法律・制度・通信事情・端末の仕様などによっては、ご利用いただけないことがあります。なお、日本国外からの利用によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

9. (譲渡・質入れ等の禁止)

本契約上の地位その他本サービスに係るいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に貸与その他の利用をさせることはできません。

10. (契約期間)

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とします。また、お客さままたは当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降毎年同様に継続されるものとし、ます。

11. (解約等)

- (1)本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行の都合による解約の場合には、当行はお客さまあてに通知を行うものとし、お客さまの都合による解約の場合には、お客さまは当行所定の方法により当行に届出を行うものとし、ます。当行よりお客さまあての通知は、お客さまの届出の住所または電子メールアドレスあてに行いますが、通知が延着し、または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2)代表口座に該当しない利用口座の一部または全部が解約された場合には、本契約のうち当該解約口座に関する部分も解約されたものとみなします。また、代表口座に該当する利用口座が解約された場合には、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (3)代表口座に該当する利用口座の取扱店が変更された場合には、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (4)前記(1)から(3)までの場合、本サービスの利用による取引で未完了のものが残っているときなど、当行が必要と認めたときは、本契約を即時に解約できないことがあります。また、本契約が解約されても、それより前にインターネットバンキングによりなされた予約取引等については、実行されることがあります。
- (5)お客さまにつき後記①から⑦までのいずれかの事由が一つでも生じた場合には、当行からお客さまに事前の通知等を行うことなく、いつでも当行は本契約を解約し、または本サービスの一部もしくは全部を停止することができるものとします。
- ①支払の停止があったとき、または特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含みます。）があったときなど、債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立があったとき、もしくはかかる手続が開始されたとき。
- ②お客さまの預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。

- ③相続の開始があったとき。
 - ④住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったことが判明したとき。
 - ⑤お客さまが当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - ⑥お客さまがこの規定または当行との他の取引約定に違反したとき。
 - ⑦前記①から⑥までのほか、当行が本契約の解除を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (6)本サービスの途中で本契約を解約した場合であっても、いったん徴収した手数料等は返却しません。また、本契約の解約によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

12. (ログインパスワード等の盗用による損害)

- (1)ログインパスワード等の盗用により、他人に本サービスを不正に利用され生じた取引については、お客さまの責めによらず生じ、かつ当行所定の事項を満たす場合、お客さまは当行に対し当該取引に係る損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- (2)当行は、お客さまの請求が前記(1)に定める内容であることを確認のうえ、当該取引に係る損害を限度として補てんするものとします。

13. (免責事項)

- (1)後記①から⑤までのいずれかの事由が一つでも生じたことにより、本サービスの取扱い(本サービスに関する当行からの情報伝達等を含みます。)に遅延、不能等があっても、それらによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- ①災害・事変・輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置などのやむを得ない事由があったとき。
 - ②端末・通信機器、回線・通信網、コンピュータ等に故障、障害等(電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。)があったとき。
 - ③当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行から伝達された情報等に誤謬・脱漏・欠落等が生じたとき。
 - ④当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。
 - ⑤前記①から④までのほか、当行の責めに帰することができない事由があったとき。
- (2)後記①から④までの各場合、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- ①当行がお客さまの届出の住所あてに発送するご契約者カードに記載されたご契約者番号やお取引確認番号または「仮ログインパスワードのお知らせ」に記載された仮ログインパスワードが、郵送上の事故等、当行の責めに帰することができない事由により、お客さま以外の第三者の知り得るところとなった場合。
 - ②お客さまが当行所定の方法により届出た住所または電子メールアドレスが、当行の責めに帰することができない事由により、お客さま以外の第三者の住所または電子メールアドレスになっていた場合。
 - ③お客さまから送信、通知されたログインパスワード等、口座番号等および依頼内容等が、回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、お客さま以外の第三者の知り得るところとなった場合。
 - ④本サービスの利用による取引内容や残高等について、お客さまと当行との間で疑義が生じ、前記6.(2)による取扱いをした場合。
- (3)前記4.(1)①、(2)②または(3)②により、正当な権限を有するお客さまからの依頼であるとみなしてその依頼を受付けて取扱いしましたうへは、本人確認に供された情報および確認事項(ログインパスワードを含みますが、これに限りません。以下同じです。)につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が権限のないもしくは権限を逸脱したお客さま以外の者の行為等によるものであっても、それらのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行は、前記12.による補てん責任を負う場合を除き、いっさい責任を負いません。
- (4)本サービスの利用において、お客さまが記名押印した申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、印章またはそ

これらの書類につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

- (5) 当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

14. (サービスの種類・内容等の改廃および規定の変更)

- (1) 本契約におけるサービスの種類・内容等は、当行の都合で改廃することがあります。また、かかる改廃のために、一時的に利用を停止させていただくことがあります。
- (2) 本サービスにかかる利用時間、利用限度、手数料等は、当行の都合で改廃することがあります。
- (3) この規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (4) 前記(1)から(3)までの各改廃・変更については、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により告知いたします。

15. (規定の準用)

- (1) この規定に定めのない事項については、インターネット支店以外の当行本支店を本契約の申込店とするお客さまの場合は、当行の「普通預金規定(通帳式)」「あおぞらダイレクト定期預金規定」「自動継続あおぞらダイレクト定期預金規定」「一部解約可能型定期預金(複利型)規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「振込規定」ならびにその他の取引関連諸規定により、インターネット支店を本契約の申込店とするお客さまの場合は、当行の「インターネット支店取引規定」「普通預金規定(インターネット支店)」「あおぞらネット定期預金規定」「自動継続あおぞらネット定期預金規定」「あおぞらマイル付定期預金規定」「自動継続あおぞらマイル付定期預金規定」「あおぞらマイル付定期預金景品規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「振込規定」ならびにその他の取引関連諸規定により、取扱います。
- (2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

16. (準拠法・管轄)

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

実施日：平成 23 年 5 月 15 日

普通預金規定（インターネット支店）

「普通預金規定（インターネット支店）」（以下「この規定」といいます。）は、当行のインターネット支店（以下「当店」といいます。）で開設される普通預金についての当行の取扱いを記載したものです。この預金については、通帳・証書等は発行されず、当店以外の当行の本支店で開設される普通預金に適用される「普通預金規定（通帳式）」の適用はありません。

1.（預金の取引方法）

この預金は、次の場合に本店と取引を行うことができます。なお、原則として、本店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。

- ①インターネットバンキングの利用による取引の場合
- ②あおぞらキャッシュカードの利用による取引の場合
- ③その他、当行所定の方法による取引の場合

2.（通帳等）

この預金については、通帳・証書等は発行いたしません。当行所定の期間内における残高と入出金明細を当行所定のウェブサイト上にて一覧で確認することができる Web 通帳がご利用いただけます。Web 通帳の照会結果については、当行所定のファイル形式により所定の端末機器等にダウンロードすることができます。

3.（証券類の受入れ）

この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入はいたしません。

4.（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記録を取り消します。

5.（預金の払戻し）

- (1) この預金は、あおぞらキャッシュカードを利用して CD・ATM により現金での払戻しを行うことができます。
- (2) この預金口座は、公共料金・クレジット代金等の自動支払いの口座として利用することはできません。

6.（CD・ATM 故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により CD・ATM による取扱いができない場合、または通信障害等によりインターネットバンキングによる取扱いができない場合など、当行がやむをえないものと認める場合には、「あおぞらキャッシュカード規定」の 5. に定める取扱いのほか、当行所定時間内に限り、当行が CD・ATM 故障時の取扱いとして定めた金額を限度として、本店以外の当行本支店の窓口で届出の印章によりこの預金の払戻しをすることができます。
- (2) 前記(1)によるこの預金の払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出のうえ、当行所定の方法によりあおぞらキャッシュカードの届出の暗証を入力してください。当行が入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認し、かつ払戻請求書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、印章もしくは払戻請求書につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、または暗証の盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (3) 前記(2)の手続において、当行は、この預金の払戻しをするにつき正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示その他の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、当行所定のウェブサイトに表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (規定の準用)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「インターネット支店取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「振込規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」およびその他の取引関連諸規定により取扱います。
- (2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

10. (規定の変更等)

- (1) この規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 前記(1)の変更については、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により告知します。

以 上

実施日：平成 23 年 5 月 15 日

あおぞらネット定期預金規定

1. (預金の預入れ)

この預金は、当行所定の手続に従い、当行のインターネット支店（以下「当店」といいます。）にて口座を開設し、あおぞらインターネットバンキングを利用して預け入れをする場合に、お取扱いたします。この預金については、通帳・証書等は発行されません。

2. (預金の支払時期・方法)

(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 特約によりこの預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金は、満期日（満期日が銀行休業日にあたる場合は、翌営業日とする。）にあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記 5. (2) の方法により支払います。

3. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時における約定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって預入日の 6 か月後・1 年後の応当日（応当日が銀行休業日にあたる場合は翌営業日とする。以下同じです。）を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の 3 年後・5 年後の応当日（応当日が銀行休業日にあたる場合は翌営業日とする。以下同じです。）を満期日とした場合には 6 か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって預入日の 6 か月後・1 年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の 3 年後・5 年後の応当日を満期日とした場合には 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続等)

(1) この預金は、満期日より前の当行所定の期間内であれば、当行所定のサービスの利用により、その満期時の取扱い（ただし、当行所定のものに限ります。）を当行で別に定めるところに従い予約すること（以下、後記(2)において「満期予約」といいます。）ができます。

(2) この預金の解約、書替継続等に関し、前記 2. (2) に定める満期日自動解約および前記(1)の満期予約以外の方法によりお取扱い（前記 4. (3) に定める満期日前の解約を含みます。）するときは、あおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行より送付される当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。また、この預金をあおぞらテレフォンバンキングの利用により満期日前に解約するときは、テレフォンバンキングセンター（電話番号（あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行所定の手続を行ってください。なお、取扱いの内容によっては、当行所定の本人確認の手続が必要な場合があります。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第

三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の6か月後・1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用し、単利の方法で計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「インターネット支店取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

8. (規定の変更等)

(1)この規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(2)前記(1)の変更については、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により告知します。

以 上

実施日：平成23年5月15日

自動継続あおぞらネット定期預金規定

1. (預金の預入れ)

この預金は、当行所定の手続に従い、当行のインターネット支店（以下「当店」といいます。）にて口座を開設し、あおぞらインターネットバンキングを利用して預け入れをする場合に、お取扱いたします。この預金については、通帳・証書等は発行されません。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、満期日に前回と同一の期間のあおぞらネット定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じです。）よりも前の当行所定の期間内に、当行所定のサービスの利用により、その旨の依頼手続を別に定めるところに従って行ってください。この手続が当行所定の時期までに当行所定の方法によりなされたときは、この預金の元利金は満期日に当該手続において指定された預金口座に入金されます。

3. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、この 4. (1)において同じです。）から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時（継続後の預金については継続時）における約定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって預入日の 6 か月後・1 年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の 3 年後・5 年後の応当日を満期とした場合には 6 か月複利の方法で計算し、満期日に元金に組入れて継続します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって預入日の 6 か月後・1 年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の 3 年後・5 年後の応当日を満期とした場合には 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続等)

この預金の解約、書替継続等に関し、前記 2. (1)に定める自動継続および前記 2. (3)に定める満期予約以外の方法によりお取り扱い（前記 4. (3)に定める満期日前の解約を含みます。）するときは、あおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行より送付される当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。また、この預金をあおぞらテレフォンバンキングの利用により満期日前に解約するときは、テレフォンバンキングセンター（電話番号（あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行所定の手続を行ってください。なお、取扱いの内容によっては、当行所定の本人確認の手続が必要な場合があります。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相

殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の6か月後・1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用し、単利の方法で計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「インターネット支店取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

8. (規定の変更等)

(1)この規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(2)前記(1)の変更については、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により告知します。

以 上

実施日：平成23年5月15日

あおぞらマイル付定期預金規定

1. (預金の預入れ)

- (1) この預金は、当行所定の手続に従い、当行のインターネット支店（以下「当店」といいます。）にて口座を開設し、あおぞらインターネットバンキングを利用して預け入れをする場合に、お取扱いたします。
- (2) この預金については、通帳・証書等は発行されません。
- (3) この預金を預け入れた預金者には、当行の「あおぞらマイル付定期預金景品規定」にもとづき、全日本空輸株式会社がANAマイレージクラブ会員に付与しているAMCマイレージが付与されます。なお、預金者は、あらかじめ全日本空輸株式会社が運営するANAマイレージクラブへの会員登録を行う必要があります。

2. (預金の支払時期・方法)

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 特約によりこの預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。
この場合、元利金は、満期日（満期日が銀行休業日にあたる場合は、翌営業日とする。）にあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記 5. (2) の方法により支払います。

3. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時における約定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって預入日の1年後の応当日（応当日が銀行休業日にあたる場合は翌営業日とする。以下同じです。）を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日（応当日が銀行休業日にあたる場合は翌営業日とする。以下同じです。）を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金は、原則として満期日前の解約を行なうことができません。ただし、当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって預入日の1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金は、満期日より前の当行所定の期間内であれば、当行所定のサービスの利用により、その満期時の取扱い（ただし、当行所定のものに限ります。）を当行で別に定めるところに従い予約すること（以下、後記(2)において「満期予約」といいます。）ができます。
- (2) この預金の解約、書替継続等に関し、前記 2. (2) に定める満期日自動解約および前記(1)の満期予約以外の方法によりお取扱い（前記 4. (3) に定める満期日前の解約を含みます。）するときは、あおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行より送付される当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。また、この預金をあおぞらテレフォンバンキングの利用により満期日前に解約するときは、テレフォンバンキングセンター（電話番号（あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行所定の手続を行ってください。

なお、取扱いの内容によっては、当行所定の本人確認の手続が必要な場合があります。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用し、単利の方法で計算するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「インターネット支店取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 前記(1)の変更については、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により告知します。

以 上

実施日：平成23年5月15日

自動継続あおぞらマイル付定期預金規定

1. (預金の預入れ)

- (1) この預金は、当行所定の手続に従い、当行のインターネット支店（以下「当店」といいます。）にて口座を開設し、あおぞらインターネットバンキングを利用して預け入れをする場合に、お取扱いいたします。
- (2) この預金については、通帳・証書等は発行されません。
- (3) この預金を預け入れた預金者には、当行の「あおぞらマイル付定期預金景品規定」にもとづき、全日本空輸株式会社がANAマイレージクラブ会員に付与しているAMCマイレージが付与されます。なお、預金者は、あらかじめ全日本空輸株式会社が運営するANAマイレージクラブへの会員登録を行う必要があります。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、満期日に前回と同一の期間のあおぞらマイル付定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じです。）よりも前の当行所定の期間内に、当行所定のサービスの利用により、その旨の依頼手続を別に定めるところに従って行ってください。この手続が当行所定の時期までに当行所定の方法によりなされたときは、この預金の元金は満期日に当該手続において指定された預金口座に入金されます。

3. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、この 4. (1)において同じです。）から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時（継続後の預金については継続時）における約定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって預入日の 1 年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の 3 年後・5 年後の応当日を満期とした場合には 6 か月複利の方法で計算し、満期日にあらかじめ指定された預金口座に入金します。利息を指定預金口座に入金できない場合には、満期日以後に後記 5. の方法により支払います。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金は、原則として満期日前の解約を行なうことができません。ただし、当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって預入日の 1 年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の 3 年後・5 年後の応当日を満期とした場合には 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続等)

この預金の解約、書替継続等に関し、前記 2. (1)に定める自動継続および前記 2. (3)に定める満期予約以外の方法によりお取扱い（前記 4. (3)に定める満期日前の解約を含みます。）するときは、あおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行より送付される当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。また、この預金をあおぞらテレフォンバンキングの利用により満期日前に解約するときは、テレフォンバンキングセンター（電話番号（あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に

掲示されています。)に電話にてご連絡の上、当行所定の手続を行ってください。なお、取扱いの内容によっては、当行所定の本人確認の手続が必要な場合があります。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用し、単利の方法で計算するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「インターネット支店取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 前記(1)の変更については、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により告知します。

以 上

実施日：平成23年5月15日

あおぞらマイル付定期預金景品規定

あおぞらマイル付定期預金景品規定（以下「この規定」といいます。）は、当行のインターネット支店において「あおぞらマイル付定期預金」（以下「本預金」といいます。）を当行所定の手続に従い預け入れたお客さまに対して提供される景品についての当行の取り扱いを定めたものです。

1. 景品とするマイルについて

(1) 景品とするマイルの種類

この規定に基づきお客さまに提供される景品は、全日本空輸株式会社（以下「全日空」といいます。）がANAマイレージクラブ会員規約に基づき、ANAマイレージクラブ（以下「AMC」といいます。）の会員に付与しているAMCマイレージ（以下「マイル」といいます。）となります。

(2) マイルの付与基準

本預金を預け入れているお客さまに対して、後記(4)の基準日現在において、本預金の1回の預入分につき残高50万円ごとに、毎月25マイルを付与いたします。本預金の預け入れ金額・期間に応じた付与マイル数の実績は、全日空所定のウェブサイトにてお客さま自身でAMC会員として全日空所定の手続に従いログインすることによりご確認することができます。ただし、当行が付与するマイル数の上限は、1年間の累計(4月1日から翌年3月末日までの期間)に当行より付与されたマイル数とし、1万マイルとなります。

(3) マイルの付与方法

① AMC会員番号の届出

本預金の預け入れ手続きにあたり、お客さま本人の保有する有効なAMC会員番号を届出いただきます。

② マイルの付与

当行は、お客さまが届出たAMC会員番号を、お客さまご本人の保有するAMC会員番号とみなし、毎月1回、後記(4)の基準日の翌月15日前後に全日空の当該番号のマイル口座に対して前記(2)の付与基準に従いマイルを付与いたします。

③ 免責事項

お客さまが当行に届出たAMC会員番号が誤りである、または第三者のAMC会員番号であることにより、所定のマイルの付与を受けることができなかつたなどの損失がお客さまに生じても、当行はいっさい責任を負いません。

④ 贈与・担保差入れの禁止

当行は、本預金を預け入れたお客さま本人に限り、マイルの付与を行うものとします。お客さまは、当行が付与したマイルを第三者に贈与または担保差入れすることはできません。

(4) マイル付与の基準日

① 所定のマイルは、毎月末現在（この規定において「基準日」といいます。）に本預金を預け入れているお客さまに付与いたします。なお、基準日が満期日（満期日前に解約した場合は解約日）となっている本預金の預入分は、当該基準日におけるマイルの付与の対象には含まれません。

② 本預金を基準日以前に解約した場合には、解約日以降に付与される予定であったマイルを受け取る権利は消滅します。この場合、当行および全日空は、お客さまのマイルの受取りに関していっさい責任を負いません。

2. その他

(1) 届出事項の変更等

お客さまが届け出たAMC会員番号に変更が生じた場合には、直ちに当行所定の手続により届出てください。この届出がない場合には、マイルの付与ができない場合があります。

(2) マイルの付与中止

お客さまが当行との約定に違反した場合、当行は、何らの通知・催告なくして、直ちにマイルの付与を中止することができるものとします。

(3) マイル発行の取止め、発行条件の大幅な変更およびマイル仕入価格の変更時等の取扱い

全日空側の事情により、マイル発行の取止め、発行条件の大幅な変更またはマイル仕入価格の変更等の事態が発生した場合には、事前にお客さまへ通知することなく、所定のマイルをこの規定にて定めた数量分購入するために当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の物品等の景品に変更することがあります。

(4) 同意事項について

本預金に預け入れ時に、お客さまは、別添の「あおぞらマイル付定期預金に係る個人情報の取扱いに関するご同意事項」に同意したものとみなされます。

(5) AMC会員規約の適用

この規定に基づきマイルを取得した場合には、お客さまは、AMC会員規約の適用を受けます。お客さまにおける付与後のマイルの利用等については、当行はいっさい責任を負いません。

(6) 規定の変更

- ① この規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 前記①の変更については、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により告知します。

以 上

(別添)

「あおぞらマイル付定期預金に係る個人情報の取扱いに関するご同意事項」

当行にあおぞらマイル付定期預金を預け入れるお客さまには、全日本空輸株式会社がANAマイレージクラブ会員規約に拠り、ANAマイレージクラブ（以下「AMC」といいます）の会員に付与しているマイレージ（以下「マイル」といいます）を、当行が景品として付与するにあたり、下記の内容につき同意をいただきます。

記

1. 当行から全日本空輸株式会社、全日空商事株式会社およびANAマイレージクラブに関する業務委託先（以下「全日空等」といいます）への情報提供について
 - ・当行は、あおぞらマイル付定期預金景品規定（以下「景品規定」といいます）に基づくお客さまへの景品としてのマイルの付与のための情報提供の目的で、お客さまにお届けいただいたAMC会員番号、氏名、住所およびマイル積算のデータを全日空等に提供いたします。
2. 全日空等から当行への情報提供について
 - ・全日空等は、お客さまがAMC会員資格を喪失した場合には、お客さまの氏名、住所、AMC会員番号等の情報および会員資格喪失の事実を、景品規定に基づくお客さまへの景品としてのマイルの付与のための情報提供の目的で、当行に提供いたします。
3. 個人情報の管理について
 - ・当行は、お客さまおよび全日空等から得た情報を、当行が定める「あおぞら銀行の個人情報保護への取組方針（プライバシーポリシー）」に則り厳正に管理します。

以 上

実施日：平成21年4月6日

キャッシュカード・テレフォンバンキング関連規定

あおぞらキャッシュカード規定

1. (カードの利用)

あおぞらキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。

- ① 当行および当行が現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）の相互利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）のATMを使用して普通預金（債券総合口座取引（以下「総合口座取引」といいます。）の普通預金を含みます。以下同様とします。）に預入れをする場合
- ② 当行および当行が現金自動支払機（以下「CD」といいます。）およびATMの相互利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）のCDまたはATM（以下「CD・ATM」といいます。）を使用して普通預金の払戻し（総合口座取引の当座貸越を利用して行う普通預金の払戻しを含みます。以下同様とします。）をする場合
- ③ その他、別に当行が定めた取引をする場合

2. (ATMによる普通預金の預入れ)

- (1) ATMを使用して普通預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当行または入金提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの入金額は、当行または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (CD・ATMによる普通預金の払戻し)

- (1) CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合には、CD・ATMの画面表示等の操作手順に従って、CD・ATMにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) CD・ATMによる払戻しは、CD・ATMの機種により当行または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする1日あたりの引出限度額（お客さまが任意設定（変更）することができる1日あたりの引出限度額を含みます。）は当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記4.(1)に規定するCD・ATM利用手数料金額との合計額が払戻しのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用することができる金額を含みます。）を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (CD・ATM利用手数料等)

- (1) ATMを使用して普通預金に預入れをする場合、CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合には、当行および入金提携先・出金提携先所定のCD・ATMの利用に関する手数料（以下「CD・ATM利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) CD・ATM利用手数料は、普通預金の預入れ時・払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで当該普通預金口座から自動的に引落します。なお、入金提携先・出金提携先のCD・ATM利用手数料は、当行から入金提携先・出金提携先に支払います。

5. (CD・ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりATMによる取扱いができないなど、当行がやむを得ないと認めた場合には、当行所定時間内に限り、当行本支店の窓口（日本国内にある当行本支店の窓口に限ります。以下同様とします。）でカードにより普通預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等によりCD・ATMによる取扱いができないなど、当行がやむを得ないと認めた場合には、当行所定時間内に限り、当行がCD・ATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当

行本支店の窓口でカードにより普通預金の払戻しをすることができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱いはしません。

- (3)前記(2)による普通預金の払戻しをする場合には、当行所定の用紙に必要事項を記入のうえ、カードとともに提出し、備付けのテンキーパッドを使用して届出の暗証を端末に入力するなど、当行所定の手続をしてください。
- (4)前記(3)の手続において、当行は、普通預金の払戻しをするにつき正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示その他の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

6. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額およびCD・ATM利用手数料金額の通帳記入は、通帳が当行のCD・ATMで使用されたとき、または当行本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合の通帳記入についても同様とします。

7. (カードの喪失、届出事項の変更等)

- (1)カードを失った場合、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちにお客さまから書面その他当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる普通預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、後記9.から11.までに定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2)前記(1)の届出の前にカードの喪失等の通知があった場合も前記(1)と同様とします。なお、この場合もすみやかにお客さまから書面その他当行所定の方法によって当行に届出てください。
- (3)暗証、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにお客さまから書面によって当行に届出てください。この場合、当行が必要と認めるときは、カードもあわせて提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (4)前記(3)の規定にかかわらず、暗証については、当行のATMを使用するなど、当行において受付可能な所定のサービスを利用して変更することもできます。この場合、書面の提出は不要とします。
- (5)カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (6)カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

8. (カード・暗証の管理等)

- (1)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。
- (2)当行がCD・ATMの操作の際に使用されたカードを当行がお客さまに交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を当行所定の方法により確認して普通預金の払戻しをしたうへは、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行および入金提携先・出金提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造または変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当行の責任については、後記9.から11.までに定めるところによります。
- (3)当行が当行本支店の窓口で提出されたカードを確認し、端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を当行所定の方法により確認して普通預金の払戻しをした場合の当行の責任についても前記(2)と同様とします。

9. (偽造カード等による払戻し等)

- (1)偽造または変造カードによる払戻しについては、お客さまの故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であってお客さまに重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、お客さまは、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。
- (2)前記(1)の規定は、当行と普通預金契約を締結する個人で、名義のいかんにかかわらず個人の預金と認

められるものに対してのみ適用されます。

10. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の①から③までのすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しがお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失（重大な過失を除きます。）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)および(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な普通預金の払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しがお客さまの重大な過失により行われたこと
 - B. お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われたこと
 - C. お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあったこと
- (5) 前記(1)から(4)までの規定は、当行と普通預金契約を締結する個人で、名義のいかんにかかわらず個人の預金と認められるものに対してのみ適用されます。

11. (総合口座取引の当座貸越として行う金銭の借入れの場合の準用)

- (1) 前記9. および10. の規定は、お客さまがカードを利用して総合口座取引の当座貸越として行う金銭の借入れに適用します。この場合、前記10. (2)の規定の適用においては、前記10. (1)の①から③までのすべてに該当することを条件として、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた借入れ（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額について、当行はその支払を請求しないものとします。ただし、当該借入れが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失（重大な過失を除きます。）があることを当行が証明した場合には、当行が支払を求めることができない金額は、当該借入れに係る額の4分の3に相当する金額とします。
- (2) 前記10. (3)の場合、または前記10. (4)の①もしくは②のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、前記(1)の規定は適用しないものとします。
- (3) 前記(1)および(2)の規定は、当行と普通預金契約を締結する個人で、名義のいかんにかかわらず個人の預金と認められるものに対してのみ適用されます。

12. (CD・ATMへの誤入力等)

CD・ATMの使用に際し、金額等の誤入力またはCD・ATMの誤操作等により発生した損害については、当行および入金提携先・出金提携先は責任を負いません。

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは、他人に譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

14. (解約、カードの利用停止等)

(1) 普通預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、当行所定の書式により当行に届出たうえで、そのカードを返却してください。また、別の定めに従い、普通預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、カードの利用をおこたわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。ただし、取引店の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受ける等により、当行が、お客さまが利用するものであり、利用停止の事由が解消されていることを確認できたときに停止を解除します。

① 前記 13. に違反した場合

② 別の定めに従い、普通預金口座の預金取引が停止された場合

③ 普通預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合

④ カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

15. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「保護預り口座（当行債）取引関連規定」「普通預金規定」その他カード利用にかかる当行の定める取引の規定により取扱います。

16. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項および前記 14. (3)③にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：平成 21 年 5 月 25 日

あおぞらテレフォンバンキング規定

あおぞらテレフォンバンキング規定（以下「この規定」といいます。）は、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）が自らの計算において「あおぞらテレフォンバンキング」を利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。お客さまは、この規定（準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定を含みます。）の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、あおぞらテレフォンバンキングを利用するものとします。

1. あおぞらテレフォンバンキング

(1) あおぞらテレフォンバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、お客さまが当行所定の電話機を通じて当行所定の取引を依頼した場合に、当行所定の前提要件が充足されていることが当行において確認できることを条件として、当行がその手続を行うサービスをいいます。

(2) 利用可能なサービス

お客さまがご利用いただけるサービスは、後記①から③までのとおりとします。ただし、一部の店舗ではご利用いただけないサービスがあります。

① 照会サービス

② 資金移動等サービス

A. 振込

B. 振替

C. 定期預金取引

D. 個人向け円仕組預金取引

E. 個人向け外貨預金（普通預金・定期預金・特約付外貨定期預金（仕組預金））取引

F. 金融債取引

G. 投資信託取引

③ 申込・届出受付サービス

A. あおぞらインターネットバンキング申込

B. 住所変更申込

C. 各種変更の届出等

(3) 利用可能なお客さま

本サービスをご利用いただけるお客さまは、当行本支店にお客さま名義の普通預金口座を有し、かつ、当行本支店を申込店とする当行所定の申込書（他の申込書・届出書等またはこれらを兼ねるものを含みます。以下「申込書」といいます。なお、お客さまが当行所定の方法に従い申込内容の変更を申込み、当行が受付けた場合には、変更後の内容をもって「申込書」の内容とします。）を当行に提出した日本国内に居住する個人で、当行が利用を認めたお客さまとします。

(4) 利用口座

① 利用口座は、当行本支店におけるお客さま名義の普通預金口座、個人向け外貨普通預金口座、定期預金口座、個人向け円仕組預金口座、個人向け外貨定期預金口座、個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）口座、金融債の保護預り口座（以下、この①において「当該預金等口座」といいます。）および投資信託口座（以下、この①において「当該投信口座」といいます。）のうち、後記A. およびB. に該当する口座とします。

A. 当該預金等口座のうち申込店（お客さまより受付けた申込書に記載の当行本支店をいいます。以下同じです。）を取扱店とする口座は、利用口座とすることを制限する別の定めがあるときを除き、お客さまの指定の有無にかかわらず、すべて利用口座とします。

B. 当該預金等口座のうち申込店以外の店舗を取扱店とする口座および当該投信口座は、利用口座とすることを制限する別の定めがあるときを除き、あらかじめお客さまより指定のあったものを利用口座とします。

② 前記①B. の利用口座の追加、削除については、当行所定の書面によりお届けください。

(5) 代表口座

① 代表口座は、利用口座のうち、後記A. およびB. に該当する口座としてあらかじめお客さまより指

定のあった申込店におけるお客さま名義の普通預金口座とします。

A. 預金および金融債の元金等の受取口座

B. 当行の「投信総合取引規定」に定める指定預金口座で、投資信託受益権または証券投資信託受益証券（以下「投資信託受益権等」といいます。）の取得、解約、売却、償還等に係る金銭の引落としおよび受取り等のための口座

②本サービスでは、代表口座の変更はお取り扱いできません。

(6) 指定預金口座

本サービスにおける指定預金口座（前記(5)①B.に該当する口座をいいます。以下同じです。）は、代表口座となります。

(7) 事前登録口座

事前登録口座は、後記A.およびB.に該当する口座のうち、あらかじめお客さまより指定のあった口座とします。

A. 当行本支店における第三者名義の普通預金口座

B. 当行以外の金融機関の国内本支店におけるお客さま名義または第三者名義の普通預金口座、当座預金口座および貯蓄預金口座

(8) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間内にもかかわらず、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できないことがあります。

(9) 利用限度

本サービスの1日に取扱う取引金額・数量の上限およびその他の利用限度は、当行が別途定めた限度内とします。

(10) 手数料等

①本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料等をいただくことがあります。

②本サービスによる振込、振替、振込の組戻しおよび変更その他当行所定の取引については、当行が別途定めた振込手数料、振替手数料、組戻料および振込変更手数料その他当行所定の手数料等をいただきます。

③前記①および②の手数料等は、当行またはお客さまの指定する口座から、当行が別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日に、当行所定の方法により、自動的に引落します。

2. サービス内容

(1) 照会サービス

利用口座に関する残高照会および取引内容照会等の当行所定の各種照会サービスです。

(2) 資金移動等サービス

①振込

A. 利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、事前登録口座の当行本支店における第三者名義の普通預金口座ならびに事前登録口座の当行以外の金融機関の国内本支店におけるお客さま名義または第三者名義の普通預金口座、当座預金口座および貯蓄預金口座のうち、お客さまが指定する口座あてに電信扱いで振込をすることができるサービスです。

B. 当行がお客さまからの依頼内容に基づいて振込先の金融機関あてに振込通知を発信した後は、振込取引の依頼を変更もしくは取り止めること、または訂正もしくは組戻しの手続を行うことは原則できません。この場合、お客さまと受取人との間で協議してください。なお、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

②振替

後記a.からc.までに記載の処理の依頼をすることができるサービスです。

a. 利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の普通預金口座または個人向け外貨普通預金口座に入金すること。

b. 利用口座の金融債の保護預り口座に開設されている受取用普通預金（専用預金）口座または普通預金（自増預金）口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の普通預金口座に入金すること。

- c. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の普通預金口座に入金すること。

③定期預金取引

- A. 定期預金の口座開設、預入、中途解約、満期日解約および満期日解約予約を行うことができるサービスです。
- B. 口座開設は、申込店を取扱店とするものに限り、開設した定期預金口座は、自動的に利用口座に登録され、そのお届け印は、共通印鑑としてお客さまが当行に別途届出ている印鑑（改印となった場合には、変更後の印鑑）を使用するものとします。
- C. 預入は、利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の定期預金口座に入金する方法により行うものとします。
- D. 預入される定期預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
- E. 中途解約は、当行がやむを得ないものと認めた場合に限り行います。
- F. 利用口座の定期預金の中途解約または満期日解約に係る預金元利金の受取は、解約日に利用口座の普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限り、）。。
- G. 利用口座の定期預金の満期日解約予約に係る預金元利金の受取は、解約日に後記 a. または b. の口座に入金する方法により行うものとします。
 - a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の定期預金口座
- H. 満期日解約、満期日解約予約は、自動継続停止による解約、解約予約を含みます。
- I. 満期日解約予約の申込は、当行所定の期間内に限り、。

④個人向け円仕組預金取引

- A. 個人向け円仕組預金の口座開設、預入を行うことができるサービスです。
- B. 口座開設は、申込店を取扱店とするものに限り、開設した個人向け円仕組預金口座は、自動的に利用口座に登録され、そのお届け印は、共通印鑑としてお客さまが当行に別途届出ている印鑑（改印となった場合には、変更後の印鑑）を使用するものとします。
- C. 預入は、利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け円仕組預金口座に入金する方法により行うものとします。
- D. 預入される個人向け円仕組預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
- E. お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面に記載の個人向け円仕組預金の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、個人向け円仕組預金に係るリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、個人向け円仕組預金の口座開設および預入に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。

⑤個人向け外貨預金（普通預金・定期預金・特約付外貨定期預金（仕組預金））取引

- A. 個人向け外貨普通預金の口座開設、預入および引出、個人向け外貨定期預金の口座開設、預入、中途解約、満期日解約および満期日解約予約、ならびに個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の口座開設および預入を行うことができるサービスです。
- B. お取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。
- C. 口座開設は、申込店を取扱店とするものに限り、開設した個人向け外貨普通預金口座、個人向け外貨定期預金口座および個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）口座は、自動的に利用口座に登録され、そのお届け印は、共通印鑑としてお客さまが当行に別途届出ている印鑑（改印となった場合には、変更後の印鑑）を使用するものとします。
- D. 個人向け外貨普通預金の預入は、後記 a. または b. の口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限り、）。。
 - a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨定期預金口座
- E. 個人向け外貨定期預金の預入は、後記 a. または b. の口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け外貨定期預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行

所定の条件を満たすものに限ります。)

- a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
- F. 個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の預入は、後記 a. または b. の口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります。)
- a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
- G. 預入される個人向け外貨定期預金および個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
- H. 個人向け外貨定期預金の中途解約は、当行がやむを得ないものと認めた場合に限り行います。
- I. 利用口座の個人向け外貨定期預金の中途解約または満期日解約に係る預金元利金の受取は、解約日に後記 a. または b. の口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります。)
- a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
- J. 利用口座の個人向け外貨定期預金の満期日解約予約に係る預金元利金の受取は、解約日に利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります。)
- K. 個人向け外貨定期預金の満期日解約、満期日解約予約は、自動継続停止による解約、解約予約を含みます。
- L. 個人向け外貨定期預金の満期日解約予約の申込は、当行所定の期間内に限ります。
- M. 利用口座の個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の満期日自動解約に係る預金元利金の受取は、解約日に後記 a. または b. の口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります。)
- a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
- N. お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面に記載の個人向け外貨預金の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、個人向け外貨預金に係るリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、個人向け外貨普通預金の口座開設、個人向け外貨定期預金および個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の口座開設および預入に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。

⑥金融債取引

- A. 金融債の換金（買取請求等）ならびに満期金融債の償還および償還予約の依頼をすることができるサービスです。
- B. 金融債とは、お客さま名義で保護預りするワリシン、あおぞらスーパー、リッシンまたはリッシンワイドをいいます。
- C. 利用口座の金融債の保護預り口座の満期未到来の金融債の換金（買取請求等）に係る換金額の受取は、換金（買取請求等）の日に利用口座の普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります。)
- D. 利用口座の金融債の保護預り口座の満期金融債の償還および償還予約に係る償還金の受取は、償還日に利用口座の普通預金口座に入金する方法により行うものとします。
- E. 満期金融債の償還予約の申込は、当行所定の期間内に限ります。

⑦投資信託取引

- A. 後記 a. および b. に記載の取引の依頼をすることができるサービスです。
- a. 買付取引
指定預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、投資信託受益権等を買付け、利用口座の投資信託口座にて保護預り、記載、記録、取扱いをする取引。
 - b. 換金（解約）取引
利用口座の投資信託口座における投資信託受益権等の全部または一部を換金（解約または買

取による換金)し、指定預金口座に入金する取引。

- B. 投資信託受益権等の購入・募集注文に際して、お客さまは、あらかじめ当行が交付する当該商品の投資信託説明書(目論見書)および目論見書補完書面に記載の当該商品の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、投資信託取引に係るリスクについては、お客さま自らの判断と責任において引き受けるものとします。なお、投資信託受益権等の取得に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。
- C. 本サービスにおける投資信託取引の利用時間は当行が別途定めるものとし、かかる利用時間はこの規定、「投信総合取引規定」等に定めたものと異なることがあります。
- D. 1回当たりの取引の限度額および1日当たりの取引の限度額および回数は、当行の定めるそれぞれの金額および回数とします。
- E. 投資信託取引における取引日付(約定日、受渡日等)、取引方法等については、当行所定のものとし、
- F. 精算代金の受渡方法は後記a.およびb.のとおりとします。
 - a. 取得代金の支払は、指定預金口座から必要な金額を引落し、当行で別に定める決済専用口座へ入金する方法により行うものとします。
 - b. 解約金・売却代金・償還金・収益分配金の受取は、指定預金口座に入金する方法により行うものとします。
- G. 投資信託受益権等は、すべて利用口座の投資信託口座にて保護預りまたは記載もしくは記録され、取扱われます。
- H. 後記a.またはb.に該当する場合には、本サービスにて投資信託取引をご利用いただけません。
 - a. お客さまが指定預金口座を解約した場合。
 - b. お客さまが投資信託口座を解約した場合。

(3) 申込・届出受付サービス

① あおぞらインターネットバンキング申込

- A. あおぞらインターネットバンキングの利用契約の申込をすることができるサービスです。
- B. 申込の手続は当行所定の方法により行います。
- C. 受付可能な申込は、当行所定のものに限ります。

② 住所変更申込

- A. 当行へ届出の住所および電話番号等を変更することができるサービスです。
- B. 住所変更の手続は当行所定の方法により行います。
- C. 住所変更の届出を受付けた場合には、お客さまが指定した口座を含む、すべての口座について同様に変更するものとします。
- D. 受付可能な申込は、当行所定のものに限ります。

③ 各種変更の届出等

A. 各種変更の届出

- a. 当行に届出の事項のうち、当行所定の事項について、本サービスにより変更の届出を行うことができるサービスです。
- b. 各種変更の届出の手続は当行所定の方法により行います。
- c. 受付けた変更の届出によっては、お客さまから届出の対象とする口座の指定があるか否かを問わず、お客さまのすべての口座について同様に変更することがあります。
- d. 届出の手続の中には本サービスによっては受付けることができないものがあります。

B. あおぞらキャッシュカード引出限度額変更

- a. 利用口座の普通預金口座から、CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする1日あたりの引出限度額を変更することができるサービスです。
- b. 変更することができる当該1日あたりの引出限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- c. 届出・申込の手続は当行所定の方法により行います。
- d. 受付可能な届出・申込は、当行所定のものに限ります。

C. あおぞらインターネットバンキング利用再開の届出・申込

- a. ログインパスワードの失念または仮ログインパスワード、ログインパスワードもしくはお取引確認番号の誤入力により利用に支障を生じたインターネットバンキングの利用再開の

ための届出・申込（当行所定の方法によるご契約者カードの再発行、仮ログインパスワードの再通知のいずれか一方または双方の申込を含みます。）をすることができるサービスです。

b. 届出・申込の手続は当行所定の方法により行います。

c. 受付可能な届出・申込は、当行所定のものに限ります。

D. あおぞらインターネットバンキング振込限度額の変更（増額）

a. あおぞらインターネットバンキングにおける 1 日あたりの振込限度額を変更（増額）することができるサービスです。

b. 変更（増額）することができる当該 1 日あたりの振込限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

c. 届出・申込の手続は当行所定の方法により行います。

d. 受付可能な届出・申込は、当行所定のものに限ります。

(4)①お客さまからの依頼内容に係る取引の約定日・処理日・処理指定日・処理金額その他の内容・条件、本サービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上指定可能な利用口座、指定預金口座および事前登録口座は、当行所定のものに限ります。

②本サービスによる取引の対象とすることが可能な預金、金融債および投資信託の種類・商品は、当行所定のものに限ります。

③異なる通貨への換算を行う必要がある資金移動等サービスについては、取引時における当行所定の外国為替相場を適用するものとします。

④口座の残高不足等による取引の不成立その他の事由により当行に生じた損害については、お客さまの負担になります。

3. 本人確認、取引内容の特定等

(1)お客さまは、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）を希望する場合には、申込時に、申込書にて暗証番号の届出を行うものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

(2)お客さまは、本サービスを利用するに際しては、テレフォンバンキングセンター（電話番号（あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）にて、当行所定の電話機を使用して電話をかけるものとします。

(3)当行は、前記(2)の電話を受けた場合、お客さまについて、当行が適当と認める方法による確認（暗証番号の確認を含みますが、これに限りません。なお、ご利用を希望のサービスによっては、当行所定の本人特定事項を確認させていただくこともあります。）をすることにより、本人確認を行うものとし、かかる確認が完了した時点で、正当な取引権限を有するお客さまによる本サービスの利用であるものとみなします。

(4)お客さまからの依頼内容は、当行において、前記(3)による確認および依頼内容の確認が完了した時点で確定するものとします。理由のいかんを問わず、当該各確認が完了しない場合には、当行はお客さまからの依頼がなかったものとみなして本サービスの取扱いをいたしません。当該各確認が完了し、お客さまからの依頼内容が確定した後は、当行が後記(6)により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行が必要と認めた場合を除き、原則できないものとします。

(5)お客さまからの依頼内容は、自動的に当行の電話レコーダーに記録され、相当期間保管されます。取引内容または残高等に相違がある場合において、お客さまと当行との間で疑義が生じたときは、当行の電話レコーダーに記録された内容を正当なものとして処理させていただきます。ただし、電話レコーダーが正常に作動せず、または録音された音声等が明確に聞き取れないなど、電話レコーダーに記録された内容による処理が困難な場合には、当行がお客さまからの依頼内容に関して個別に作成した受付票に記載されている内容に従った依頼があったものとして処理させていただきます。

(6)お客さまからの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、前記(4)による当該依頼内容の確定後、当行が当該依頼内容に係る処理手続に着手することをもって行うものとします。

4. 取引金額・数量の引落とし等

(1)前記 3. (6)の処理手続において、取引金額・数量の引落とし等の処理をする必要がある場合、当行は、別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カード

その他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日、当行所定の方法により、取引金額・数量の引落とし等の処理をすることができるものとします。

- (2) 前記(1)において、取引金額・数量の引落とし等の処理とは、振込、振替、預金の預入・解約・払戻し等、金融債の換金・償還等および投資信託受益権等の取得・解約等の際に、手続上指定可能な利用口座および指定預金口座のうちお客さまが指定した口座（以下「引落とし等指定口座」といいます。）について行う引落とし等の処理のことをいいます。

5. 取引の不成立、処理不能、内容確認、取消・変更・訂正

(1) 取引の不成立

後記①から⑨までのいずれか一つにでも該当する場合には、お客さまからの依頼に基づく資金移動等サービスによる取引は、当行のお客さまに対する承諾のいかん、事前の通知等のいかんにかかわらず、不成立となります。なお、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

- ①お客さまからの依頼内容に係る処理手続において、取引金額・数量等（手数料・消費税等を含むことがあります。）が、当該取引の引落とし等指定口座のお預り残高を上回るとき。
- ②お客さまが指定した口座（引落とし等指定口座を含みます。）が一つでも解約済であるなど不存在のとき。
- ③引落とし等指定口座について、お客さまから支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
- ④差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不相当と認めたとき。
- ⑤住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったことが判明したとき。
- ⑥金融機関による顧客等の本人確認について定めた法令（政令・省令を含みます。）に基づく本人確認が行えなかったとき。
- ⑦通信機器、回線・通信網、コンピュータ等の故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）により、取扱いができなくなったとき。
- ⑧「普通預金規定（通帳式）」10.(2)①から③までの一つにでも該当する等のやむを得ない事情があり、当行が取扱いを不相当または不可能と認めたとき。
- ⑨お客さまからの依頼内容が確定してから取引の処理日・処理指定日までの市場環境等により、当行が当該取引に係る契約を成立させない処理（商品の取扱中止、申込みの取消処理等の形式のいかんを問いません。）を必要と認めたとき。

(2) 取引の処理不能

前記(1)のほか、振込先口座不存在などの理由により振込先の金融機関から振込資金が返却されたとき、または振込先の金融機関に振込資金が到着しなかったときなど、振込その他の資金移動等サービスの取引において指定された口座への入金等（投資信託受益権等の購入・保護預り等の処理手続を含みます。）ができない場合には、当行はお客さまの承諾なしに、当該振込金額またはその他の資金移動等サービスに係る取引金額を、当行所定の手数料等があるときはこれを控除して、当行所定の方法により、当該取引の引落とし等指定口座に戻入れます。この場合、引落とし済の振込手数料等の返却はいたしません。

(3) 取引内容の確認

- ①資金移動等サービスによる取引後は、すみやかに取引内容が記載された当行所定の郵便物、通帳記入または照会サービス等により、取引内容を照合してください。万一、取引内容や残高等に相違がある場合には、直ちにその旨をおおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談・テレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。以下同じです。）にご連絡ください。
- ②前記①において、お客さまが照合することができる取引内容は、当行所定のものに限りません。
- ③前記①において、取引内容が記載された当行所定の郵便物とは、資金移動等サービスのうち当行所定の取引を行ったものについて、お客さまの申出にかかわらず、当行がお客さまの届出の住所あてに発送する送付書類のことをいいます。

(4) 取引の取消、変更および訂正

確定したお客さまからの依頼内容に係る処理手続の完了後は、取引の取消、変更および訂正は、原則できないものとします。

6. 届出事項の変更等

- (1) 氏名、住所、電話番号、印章、利用口座、事前登録口座その他の届出事項に変更がある場合には、後記 16. に定める各種規定およびその他の取引関連諸規定に従い直ちに書面にて届出てください。ただし、届出事項のうち、当行所定の事項については、後記 16. に定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、前記 2. (3) ②および③の定めに従った変更の届出を本サービスにより行うことができるものとします。
- (2) 暗証番号を他人に知られてしまった場合には、直ちにお客さまからあおぞらホームコールまたは申込店にその旨届出てください。
- (3) 前記(1)および(2)の届出を当行所定の手続により受付けるよりも前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (4) お客さまの届出の住所あてに当行が通知または送付書類を発送した場合には、郵便事情等の理由により延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (5) お客さまの届出の住所あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

7. 取引履歴の保管

お客さまが本サービスを利用して行った依頼内容・取引履歴は、電磁的記録等により、当行において相当期間保管されます。

8. 顧客情報の取扱い

本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社、関連会社、業務委託先、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができるものとします。

9. 日本国外からの利用

お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、お客さまは本サービスをご利用いただけません。上記以外のお客さまが、一時的に日本国外から利用される場合には、当行はそれらの行為はすべて日本国内で行われたものとみなします。また、その国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様などによっては、ご利用いただけないことがあります。なお、日本国外からの利用によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

10. 譲渡・質入れ等の禁止

本契約上の地位その他本サービスに係るいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に貸与その他の利用をさせることはできません。

11. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とします。また、お客さままたは当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降毎年同様に継続されるものとします。

12. 解約等

- (1) 本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行の都合による解約の場合には、お客さまの届出の住所あてに通知を行うものとし、お客さまの都合による解約の場合には、当行所定の方法により届出を行うものとします。

- (2) 代表口座に該当しない利用口座の一部または全部が解約された場合には、本契約のうち当該解約口座に関する部分も解約されたものとみなします。また、代表口座に該当する利用口座が解約された場合には、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (3) 代表口座に該当しない利用口座の一部または全部の取扱店が代表口座の取扱店以外に変更された場合には、本契約のうち当該変更口座に関する部分は解約されたものとみなします。また、代表口座に該当する利用口座の取扱店が変更された場合には、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (4) 前記(1)から(3)までの場合、本サービスによる取引で未完了のものが残っているときなど、当行が必要と認めたときは、即時に解約できないことがあります。また、本契約が解約されても、それより前に本サービスによりなされた予約取引等については、実行されることがあります。
- (5) お客さまにつき後記①から⑦までのいずれかの事由が一つでも生じた場合には、当行からお客さまに事前の通知等を行うことなく、いつでも当行は本契約を解約し、または本サービスの一部もしくは全部を停止することができるものとします。
 - ① 支払の停止があったとき、または特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含みます。）があったときなど、債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立があったとき、もしくはかかる手続が開始されたとき。
 - ② お客さまの預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - ③ 相続の開始があったとき。
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったことが判明したとき。
 - ⑤ お客さまが当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - ⑥ お客さまがこの規定または当行とその他の取引約定に違反したとき。
 - ⑦ 前記①から⑥までのほか、当行が本契約の解除を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (6) 本サービスの途中で本契約を解約した場合であっても、いったん徴収した手数料等は返却しません。また、本契約の解約によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

13. 暗証番号の盗用による損害

- (1) 暗証番号の盗用により、他人に本サービスを不正に利用され生じた取引については、お客さまの責めによらず生じ、かつ当行所定の事項を満たす場合、お客さまは当行に対し当該取引に係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- (2) 当行は、お客さまの請求が前記(1)に定める内容であることを確認のうえ、当該取引に係る損害を限度として補てんするものとします。

14. 免責事項

- (1) 後記①から⑤までのいずれかの事由が一つでも生じたことにより、本サービスの取扱い（本サービスに関する当行からの情報伝達等を含みます。）に遅延、不能等があっても、それらによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
 - ① 災害・事変・輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置などのやむを得ない事由があったとき。
 - ② 通信機器、回線・通信網、コンピュータ等に故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）があったとき。
 - ③ 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行から伝達された情報等に誤謬・脱漏・欠落等が生じたとき。
 - ④ 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。
 - ⑤ 前記①から④までのほか、当行の責めに帰することができない事由があったとき。
- (2) 後記①または②の各場合、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
 - ① 本人確認に供された情報および確認事項、お客さまからの依頼内容等が、電話回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、お客さま以外の第三者の知り得るところとなった場合。

- ②前記 5. (3)による照合の結果、取引内容または残高等に相違があることが判明し、お客さまと当行との間で疑義が生じ、前記 3. (4)から(6)までならびに前記 5. (1)および(2)による取扱いをした場合。
- (3)前記 3. (3)における本人確認により、正当な取引権限を有するお客さまからの依頼であるとみなしてその依頼を受付けて取扱いしましたうへは、本人確認に供された情報および確認事項（確認した暗証番号を含みますが、これに限りません。以下同じです。）につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が無権限、権限逸脱等によるものであっても、それらのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行は、前記 13. による補てん責任を負う場合を除き、いっさい責任を負いません。
- (4)本サービスの利用において、お客さまが記名押印（または署名）した書面等に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、印章（または署名）またはその書面等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (5)当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

15. サービス種類・内容等の改廃および規定の変更

- (1)本契約におけるサービスの種類・内容等は、当行の都合で改廃することがあります。また、サービス改廃のために、一時的に利用を停止させていただくことがあります。
- (2)利用時間、利用限度、手数料等は、当行の都合で改廃することがあります。
- (3)この規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (4)前記(1)から(3)までの改廃および変更については、当行が適当と認める方法で告知します。

16. 規定の準用

- (1)この規定に定めのない事項については、当行の「保護預り口座（当行債）取引関連規定」「自由金利型定期預金規定」「自動継続自由金利型定期預金規定」「自由金利型定期預金（M型）規定」「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定」「あおぞらダイレクト定期預金規定」「自動継続あおぞらダイレクト定期預金規定」「変動金利定期預金規定」「自動継続変動金利定期預金規定」「一部解約可能型定期預金（複利型）規定」「仕組預金（満期日繰上特約付定期預金）規定」「仕組預金（早期償還条件付株価参照型変動金利預金）規定」「個人向け外貨預金取引関連規定」「個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）規定」「普通預金規定（通帳式）」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「振込規定」「投信総合取引規定」「投資信託特定口座取引規定」およびその他の取引関連諸規定により取扱います。
- (2)この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

17. 準拠法・管轄

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または申込店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

実施日：平成 23 年 3 月 24 日

追加共通規定

反社会的勢力の排除に関する規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

当行との各種預金その他の取引または当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引またはサービス等を総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定等を「原契約」といいます。）は、後記 2. (1)①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 2. (1)①から③までの一つにでも該当する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2. (取引の停止、解約等)

(1)お客さま（取引にかかる代理人および保証人を含み、法人の場合は当該法人の役員等を含みます。以下同じです。）が次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行は取引を停止し、または通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①お客さまが行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他A. からE. に準ずる者

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他A. からD. に準ずる行為

(2)原契約に解約がなされたときの手続・方法または利息・損害金・手数料・貸越元利金等の取扱について定めがある場合には、前記(1)による解約につきこれらの定めを準用します。解約された取引にかかる残高がある場合の手続に際しては、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。なお、解約により生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

3. (その他)

(1)この規定は、原契約の一部を構成するとともに、原契約と一体として取り扱われるものとします。この規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。なお、原契約にこの規定と同様の条項がある場合は、原契約の当該条項が優先して適用されるものとします。

(2)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとし、当該変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：平成 22 年 8 月 16 日